

専 決 処 分 書

損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月25日

鹿沼市長 佐 藤 信

令和3年2月23日花木センターいちごっこ広場駐車場において発生した事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 278,168円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に關していくかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。
- 3 相 手 方 宇都宮市在住者

※「3 相手方」については、個人情報保護の観点から表示していません。

